

国保料の更正(変更)について

年度途中で国保料が更正(変更)になる場合

次のいずれかに該当すれば年度中でも国保料が変更になり、改めて納入通知書をお届けします。

- 前年中の所得が増減したとき（※最高2年間までさかのぼって国保料が変更になります）
- 国保加入者の人数に変更があったとき
- 世帯主が変更になったとき（前世帯主と新世帯主とで月単位に別々で再計算します）
※世帯主が変更になると軽減割合が変更になる場合があります。
※前世帯主の納付方法が口座振替の場合でも、新世帯主には引き継がれないため、新たに口座振替の手続きをする必要があります。
- 国保料の軽減などの適用があったとき、又は軽減などの取消し・変更があったとき
- 40歳になり介護分が上乘せになったとき

なお、国民健康保険料所得申告書を提出いただいた人でも、その申告内容が所得税・住民税の申告内容と異なっていれば、所得税・住民税の申告内容を優先しますので、国保料が変更になる場合があります。



国保料が更正(変更)になったときの納付方法

国保料の更正(変更)の納入通知書が届いたら、

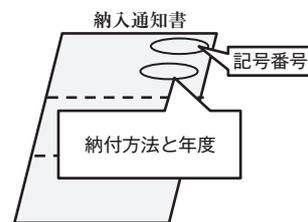
ご自身の納付方法と年度をご確認の上、次のとおり納付をお願いします。

納付方法が【納付書払、又は納付書払・特別徴収併徴】の人

- 納入通知書に「令和6年度(令和6年度相当分)」と記載されている場合には…
 - ✓ 金額が変更されている月期の納付書を同封していますので、お手元の納付書と差し替えて納付してください。金額が変更されていない月期は、お手元の納付書で納付してください。ただし、金額が変更になっても納期の過ぎた納付書は同封していません。未納がある時は下記担当までお知らせください。
 - ✓ これまで特別徴収(年金天引き)の人でも、今回、納付書が同封されている場合は特別徴収とは別に納付書で各月期ごとに納付してください。
- 納入通知書に「令和6年度(令和5年度相当分)」、又は「令和6年度(令和4年度相当分)」と記載されている場合には…
 - ✓ 年間国保料が増額になった時は納付書を同封していますので、令和6年度の各月期とは別に納付してください。

納付方法が【口座振替、又は口座振替・特別徴収併徴】の人

- 納入通知書に「令和6年度(令和6年度相当分)」と記載されている場合には…
 - ✓ 登録口座から変更後の金額で各月期ごとに振り替えさせていただきます。
 - ✓ これまで特別徴収(年金天引き)の人で以前の登録口座がある場合には、特別徴収とは別に登録口座から各月期ごとに振り替えさせていただきます。ただし、登録口座を解約している場合は、至急、下記の国保収納担当までご連絡ください。
- 納入通知書に「令和6年度(令和5年度相当分)」、又は「令和6年度(令和4年度相当分)」と記載されている場合には…
 - ✓ 年間国保料が増額になった時は、登録口座から令和6年度の各月期とは別に増額分を振り替えさせていただきます。



お問合せ

松山市役所 別館3階 健康保険課 国保賦課担当 ☎ 089-948-6365・6366・6367
国保収納担当 ☎ 089-948-6368

詳しくは松山市国保HPでご確認いただけます

松山市 国保

🔍 検索

国保料の口座振替について

- 納期ごとに引き落とされるので、納め忘れがありません。
※納期限を過ぎると「延滞金」が発生することがあります。

申し込み方法

「口座振替依頼書(ハガキ・切手不要)」に必要事項をご記入・押印の上、ポストに投函または窓口で提出してください。

- ◆口座振替依頼書は、松山市役所健康保険課、各支所に設置しています。
松山市国保HPからもダウンロードできます。
(注意：ダウンロード用紙を郵送する場合は切手が必要です。)
- ◆金融機関窓口でも手続きができます。その場でお届け印などの確認ができます。

お届け印 ・ 通帳など口座番号がわかるもの ・ 納入通知書か保険証 をご持参ください。



口座振替ができる金融機関

～毎月20日必着・翌月分からの口座引き落としになります～

※順不同

銀行	伊予銀行・愛媛銀行・みずほ銀行・広島銀行・山口銀行・阿波銀行・百十四銀行・四国銀行 徳島大正銀行・香川銀行・高知銀行・ゆうちょ銀行
金庫	愛媛信用金庫・四国労働金庫
農協など	松山市農協・えひめ中央農協・愛媛県信用漁業協同組合連合会

お問合せ：松山市役所 別館3階 健康保険課 国保収納担当 ☎ (089) 948-6368

スマートフォン決済アプリでの納付もできます！

●利用できるアプリ

PayB・支払秘書・PayPay 請求書払い・
J-Coin 請求書払い・d払い 請求書払い・
LINE Pay 請求書支払い・au PAY (請求書支払い)



※納付期限が過ぎているものや、バーコードが印字されていない納付書ではお支払できませんので
ご注意ください。

※スマートフォン決済アプリで納付した場合は、領収証書は発行されませんので、重複納付にご注
意ください。

※決済手数料は無料ですが、通信料は利用者負担です。

◎スマートフォン決済アプリでは松山市に代わり、記載の金額を代理受領しています。

還付金詐欺にご注意を！



市役所を名乗り、「医療費の還付金があるので、社会保険庁のフリーダイヤルに電話してください。」「携帯電話を持ってスーパーのATMで手続きを。」といった内容の電話がかかってきたとの事例が発生しています。市役所からこのような電話をすることは絶対にありません。電話があっても慌てず、不審に思った場合には家族や友人、消費生活センターや警察に相談しましょう。

振り込め詐欺に関する相談窓口
消費生活センター (948-6382)